

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>総合教育会議に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) <u>教育関係の一般社団法人及び一般財団</u> <u>法人並びに公益信託に関すること。</u> (27) [略] (28) [略]	教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) <u>教育関係の公益信託に関すること。</u> (26) [略] (27) [略]

(29)	[略]
(30)	[略]
(31)	[略]
(32)	[略]
(33)	[略]
(34)	[略]
(35)	[略]
[略]	

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本庁	[略]	
	教育企画室	企画課長 [略]
	[略]	
[略]		

2・3 [略]

(28)	[略]
(29)	[略]
(30)	[略]
(31)	[略]
(32)	[略]
(33)	[略]
(34)	[略]
[略]	

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本庁	[略]	
	教育企画室	教育企画推進監 [略]
	[略]	
[略]		

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。